



はぐくみ企業年金

給付申請^(※)手続きについて (加入者様用)

(※) 給付申請とは、ご本人様が積立てた掛金の支払いに関する請求を基金宛に行うことを指します。



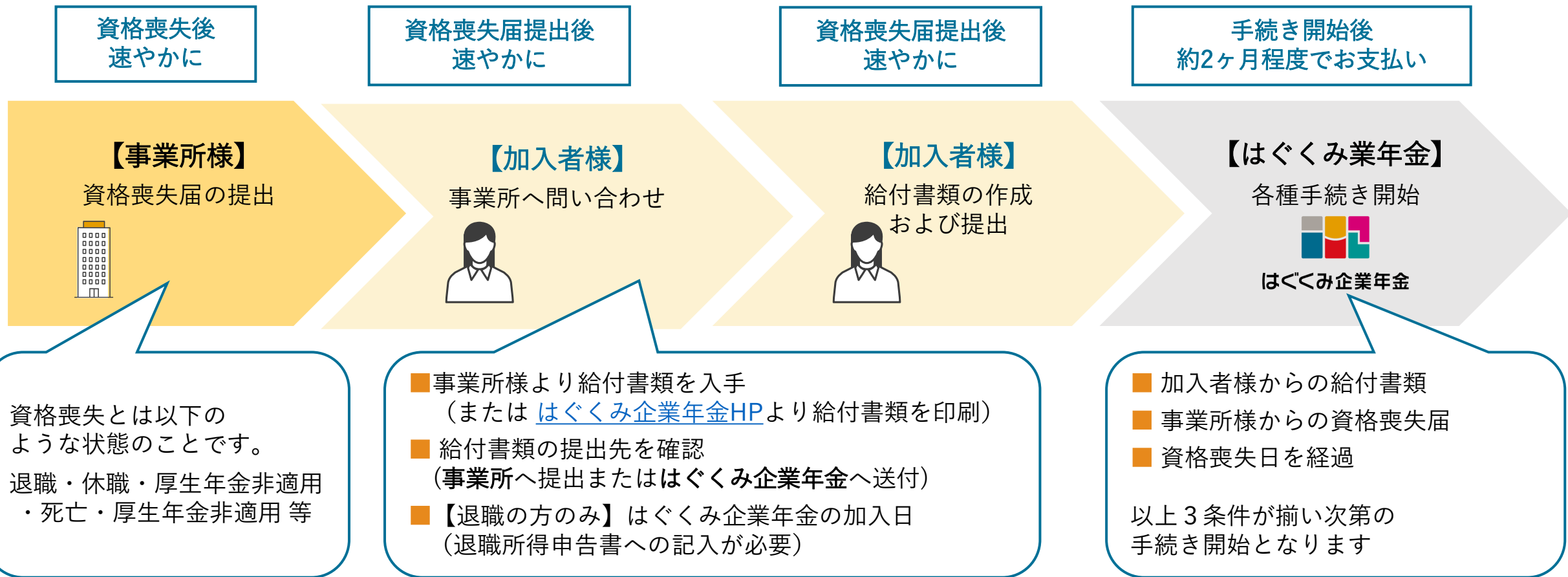
このマニュアルでは**加入者様向けの給付申請手続き**についてご案内します。
加入者様向けのご案内を確認されたい場合は「給付申請手続きのご案内（事業所様用）」をご確認ください。

1. [給付手続きのおおまかな流れ](#) P2
2. [資格喪失時の給付書類について](#) P3
3. [お手続きの選択肢について①（一時金受取）](#) . . . P4
4. [お手続きの選択肢について②（繰下げ）](#) P5
5. [お手続きの選択肢について③（移換）](#) P6
6. [書類作成時の注意点（よくある不備）①～②](#) . . . P7～8
7. [よくある質問①～②](#) P9～10

給付手続きのおおまかな流れ



給付書類とは、加入者様がはぐくみ企業年金の資格を喪失した場合に加入者様が提出する申請書類です。事業主様が提出する書類もありますので、お間違えの無いようお気をつけください。



資格喪失時の給付書類について



- ご所属の事業所様へ「**事業所宛に提出**」または「**基金宛に直接郵送**」どちらかをご確認ください。
- 給付書類は下記のはぐくみ企業年金HPよりダウンロードし、ご記入ください。
<https://hagukumikin.jp/teisyutusyorui/>

現在の状況	手続きの選択肢	給付書類	注意点
退職 (直前に休職なし)	・脱退一時金受取 ・移換	A書類	
退職 (休職のまま復職せず退職)	・脱退一時金受取 ・移換	B書類	産前産後休業や有休休暇は休職に含みません。
休職	・脱退一時金受取 ・移換 ・繰下げ	F書類※一時金受取の場合 G書類※繰下げの場合	繰下げ後の移換不可。 産前産後休業や有休休暇は休職に含みません。
厚生年金の適用除外となった 70歳に到達した	・脱退一時金受取 ・移換	I書類	
加入者様が亡くなった (ご遺族の方)	・遺族給付金等受取	基金へ直接お問い合わせください。	遺族給付金のお受取りについては、受取り可能な 順位がございます。 あわせてお問い合わせください。

① 脱退一時金を受け取る場合

■ 概要

資格喪失（脱退）時、**ご本人からの請求により**それまでの掛金を一時金として全額支給いたします（課税分を除く）。

■ 脱退一時金の入金時期について

下記1~3の要件をすべて満たした時点で手続きが開始され、**約1.5~2ヶ月程度**※書類に不備がない場合

1. 事業所様からの「加入者資格喪失届」が提出されていること
2. ご本人からの「給付書類」が提出されていること ※P3をご参照ください
3. 資格喪失日（退職日の翌日等）を経過していること

■ 支払金額・支払日について

一時金裁定通知書(支払日前に基金から本人宛に発送)に記載がございます。

※個人情報に相当するため、お電話やメール等でのご回答は出来かねます。予めご了承ください。

入金までの流れイメージ図



② 脱退一時金を受け取らず、復職時に積立を再開したい（繰下げ）

■ 概要

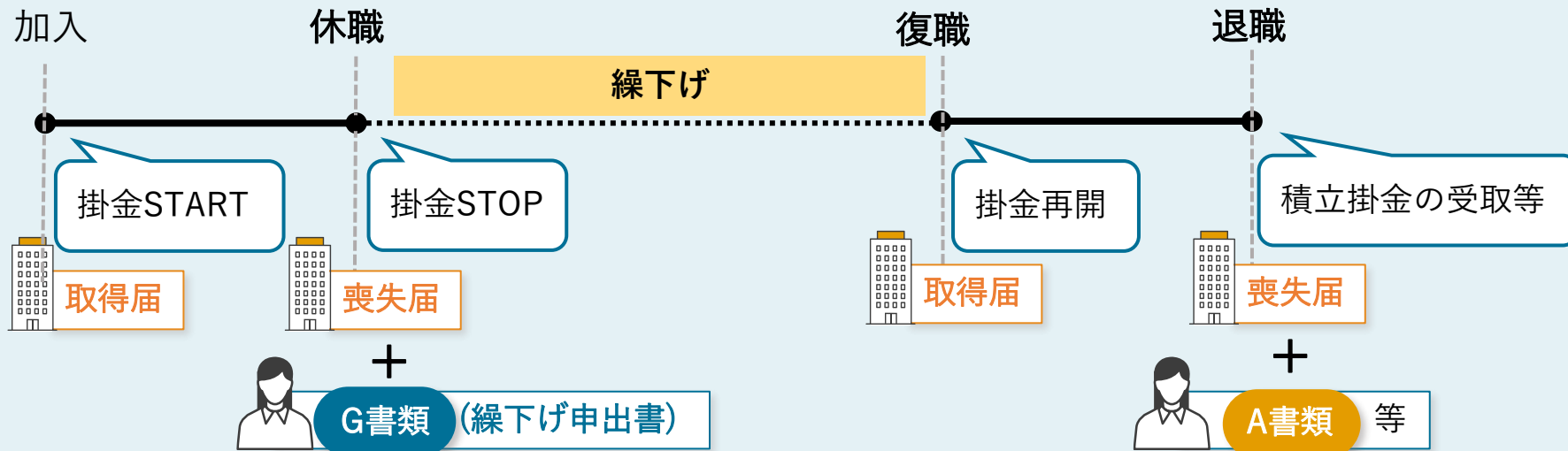
以下のような場合に可能です。

- ・ 休職時に脱退一時金を受け取らず、復職時に積立を再開したい場合

■ 提出書類

「**G書類**（繰下げ申出書）」を事業所または基金宛にご提出ください。※提出先は事業所様にお問い合わせください。

繰下げのイメージ図



③ はぐくみ企業年金から他の制度に移換する場合

福祉はぐくみ企業年金基金 脱退一時金の受取方法選択書

提出日 令和 年 月 日

ご記入は、楷書で大きくはつきりとお願ひ致します。

申請者	氏名	(フリガナ) 姓(漢字) 名(漢字)	印
	氏名(漢字を申請者自らが署名する場合には押印の必要はありません。)		
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日	性別	男 女

選択 (該当に○)	脱退一時金の受取方法 選択肢
①	脱退一時金として受給する。
②	脱退一時金の支給を、休職等が終了するまでの間、繰下げる。
③	企業年金連合会へ通算企業年金の原資として移換する。
④	転職先の企業が実施している確定給付企業年金(DB)へ移換する。(そのDBの規約において、当基金から移換を受けることができると規定されている場合に限りです。)
⑤	転職先の企業が実施している企業型確定拠出企業年金(企業型DC)へ移換する。
⑥	個人型確定拠出年金(個人型DC)の加入者となって国民年金基金連合会へ移換する。

3~6を選択した場合は、下欄に申請者本人の連絡先をご記入ください。

住所	電話	メールアドレス
郵便番号	〒	

【特記事項】選択した番号に応じて、以下の書類に必要事項をご記入の上、当基金へあわせてご提出ください。
 ○上記1を選択した場合…『脱退一時金裁定請求書』
 ○上記2を選択した場合…『脱退一時金繰下げ申出書』
 ○上記3を選択した場合…本選択書のみで結構です(本選択書を「移換申出書」として取り扱います)。
 ○上記4、5を選択した場合…移換先年金制度の『移換申出書』(転職先からお取り寄せください)。
 ○上記6を選択した場合…『移換申出書』(口座開設先(運営管理機関)からお取り寄せください)。

基金記入欄				
事業所番号	加入者番号	資格喪失日	喪失事由	受付

■ 概要

資格喪失時、申し出によりはぐくみ企業年金の積立金を受け取らず、他制度へ移す手続きです。移換可能な喪失事由は以下の通りです。

- ・退職
- ・休職（繰下げ前）
- ・厚生年金非適用

■ 移換可能期限

資格喪失日より1年

■ 提出書類

はぐくみ企業年金HPより「**A書類**」をダウンロードしていただき、移換先に必要な書類をご確認の上、事業所またははぐくみ企業年金にご提出ください

- ※ 「脱退一時金の受取方法選択書」は、いずれの移換先でも共通で必要になります。
- ※ ご提出先は事業所様にお問い合わせください。

■ 移換先

- ・個人型確定拠出年金（個人型DC）
- ・転職先の企業型確定拠出年金（企業型DC）
- ・転職先の企業型確定給付年金（DB）
- ・企業年金連合会

書類作成時の注意点（よくある不備）①

① 退職により、一時金受取を選択した場合

退職所得の受給に関する申告書兼 退職所得申告書 について

年 月 日 ③ 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書	
所在地 〒160-0002 (住所) 東京都新宿区四谷坂町9-9 三廣ビル9階	現住所 〒 氏名 個人番号 その年1月1日現在の住所
名称 (氏名) 福祉はぐくみ企業年金基金	あなたの 印 個人番号 その年1月1日現在の住所
法人番号 ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 (個人番号) 270001500904138	
このA欄には、全ての方が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)	
① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 年 月 日 退職日を記入	② この申告書の提出先から受ける退職手当等についての動続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 自⇒はぐくみ基金加入日 至⇒退職日 を記入
A 退職の区分等 <一般・障害の区分> 一般・障害 <生活扶助の有無>	B うち 特定役員等動続期間 うち 一般動続期間との重複動続期間 うち 短期動続期間との重複動続期間

注意点

入社日ではなく、「はぐくみ企業年金への加入日」をご記入ください。

加入日が分からない場合はチェックシートの上部をご確認いただくか、空欄の場合は事業所様へご確認ください。

給付金受取等 必要書類チェックシート

(当チェックシートはあわせてご提出ください。ご自身用にコピーをお控えいただくことを推奨いたします。)

事業所様ご記入欄 ⇒

事業所番号	加入者番号	基金加入日 ※退職時のみ必要 平成 年 月 日
-------	-------	-------------------------------

↑加入日は書類番号②退職所得に関する申告書A欄③自に記入

源泉徴収票 の提出について

令和 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所 平成 年 月 1日の住所 氏名 (役職名)

注意点

「退職所得」の源泉徴収票をご提出ください。

- ※ 「給与所得」の源泉徴収票ではありません。
- ※ はぐくみ企業年金以外に、他の退職金を受け取っていない方は提出不要です。

書類作成時の注意点（よくある不備）②

② 一時金受取を選択する方共通

指定振込先の金融機関 について

◆一時金お支払いの時期について◆
「資格喪失日以降」かつ、「一時金受取に関する書類」がすべて基金に到着した時点から、約1.5~2か月でのお支払いとなります。
※書類に不備等がある場合には、書類完備後より約1.5~2か月でのお支払いとなりますことをあらかじめご了承ください。

福祉はぐくみ企業年金基金 脱退一時金 裁定請求書

令和 年 月 日

提出日

請求者 氏名 (フリガナ) 姓(漢字) 名(漢字) 印

氏名(漢字)を申請者自身が署名する場合には押印の必要はありません。

生年月日 (前和) (平成) 年 月 日 性別 男 女

住所 電話 郵便番号

振込先 銀行名 (漢字) 信用金庫 信用組合 労働金庫 銀行 店名 (漢字) 支店 出場所等 支店コード

口座種類 (普通) ※普通口座以外の場合はご相談ください。 口座番号 (右つづめ)

口座名義 (漢字) ※本人名義に限ります。また、お支払いが完了するまで口座名義の変更はされませんようお願いいたします。 ※ゆうちょ銀行での銀行口座が判明しない場合、従来の「記号」と「番号(8桁)」をご記入ください。

他の退職金の有無(※) あり 一はぐくみ基金より先に支払われた退職金がある場合のみ○をつけ「退職所得の源泉徴収票」の写しをご提出ください。 ※「給与所得」源泉徴収票ではございません。

記号 1 0 番号

●本人確認書
運転免許証の裏面の写し、住民票または戸籍抄本(記入日より3ヶ月以内)のいずれか
●振込先金融機関の通帳の写し(銀行名、店名、口座番号、口座名義2カ所が確認できるもの)
●「退職所得の受給に関する申告書」/「退職所得申告書」
(退職金の有無に係らず退職に基因して受ける一時金請求の場合に必要です。)(また、退職に基因せず受ける一時金請求の場合には必要ありません。)
●「退職所得の源泉徴収票」の写し(会社や中途共済等の制度で退職金「あり」の場合)

ご記入は楷書で大きくはつきりとお願いたします。

添付書類貼付シート I

※「本人確認書類の写し」「振込口座情報のわかる書類の写し」を貼付してください。

○運転免許証の裏面の写しを貼り付けてください。
A4サイズでコピーされた場合は貼付せずそのまま同封していただいで構いません。
○住民票/戸籍抄本の場合は貼付せずそのまま同封してください。

本人確認書類

振込口座が確認できる書類

○受取口座で指定した口座情報が確認できる書類の写し※を貼り付けてください。
A4サイズでコピーされた場合は貼付せずそのまま同封していただいで構いません。
※金融機関名、店名、口座番号、口座名義が記載されている、下記いずれかの写し
【通帳/キャッシュカード/インターネットバンキングの画面】

支払いが完了するまで、上記口座の名義変更及び口座解約等はされませんようご注意ください。
例：改姓による口座名義変更等。



入裁定請求書へ記入した振込先と、同一の「口座情報の写し」を同封してください。

よくある質問①

質問	回答
受取り方は選べますか？	選べます。脱退一時金もしくは老齢給付金（年金）として受け取ることが可能です。ただし、年金として受け取る場合には20年以上の加入が必要です。
振り込みまでどれくらいかかりますか？	通常、資格喪失日以降かつ「一時金受取りに関する書類」がすべて当事務局に到着した時点から約1.5～2か月でのお支払いとなります（書類に不備が無い場合に限りです。）。なお、個人情報保護の観点から、電話やメールで具体的な振込日や振込額など、個別のお問い合わせには一切お答えできません。振込日の前日までに、裁定請求書にご記入いただいた現住所にはぐくみ企業年金事務局から送金のご案内を郵送いたしますので、詳しい内容をご確認いただけます。
いくら振り込まれますか？	個人情報保護の観点から、電話やメールでのお問い合わせには一切お答えできません。おおむねの目安として、毎月の掛金額に加入期間（月）を乗じた額となります。お振込み前に、お届け頂いた住所宛に「一時金裁定通知書」を発送いたしますので、ご確認ください。
給付に必要な書類をメールで提出しても良いですか？	郵送にてお送りください。自署または押印が必要となるためです。
振込額が自分が想定した額と異なります。	はぐくみ企業年金事務局では事業所（お勤め先）からのお届けに基づいて処理しており、金額の内容については、当事務局では分かりかねます。恐れ入りますが、お勤めだった会社のはぐくみ企業年金担当者にお尋ねください。
育児休業時に脱退一時金（積立金）を受け取らず繰下げをしましたが、そのまま退職してしまった場合はどうなりますか？	給付書類の B書類 をご提出ください。

よくある質問②

質問	回答
脱退一時金（積立金）の一部を受け取ることはできますか？	できません。脱退一時金の場合は全額一括でお受取りいただきます。年金（加入期間20年以上の場合に限ります）受取りの場合であっても、基金規約で決められた方法によって分割給付されるため、受取額を任意に指定することはできません。
脱退一時金（積立金）は本人しか受け取れないのですか？	本人しか受け取れません。万が一、ご加入者が亡くなった場合はご遺族が受け取ります。受取りの順位は「配偶者、子、孫、祖父母、兄弟姉妹」の順で決まっており、先順位者を超えて後順位者が受け取ることはできません。
手続きにあたって手数料は発生しますか？	脱退一時金を受け取るための手数料は発生しません。ただし、企業年金連合会や他制度（確定拠出年金等）に移換する場合には、移換先から手数料を請求される場合があります。
退職と同時に姓が変わった場合、手続きは必要ですか？	必要な場合があります。裁定請求書に記載の氏名と、ご加入時に登録されていた氏名が異なっているとお支払いができません。そのため、ご加入時の氏名で裁定請求書をご記入いただき、氏名変更の履歴が分かるご本人確認書類（戸籍抄本や運転免許証の裏面等）を添付していただくことで、同一人物とみなしてお手続きが可能です。ただし、改姓後のご本人確認書類しかない場合は、いったん事業所（お勤め先）で氏名変更手続きを行っていただく必要があるため、お支払いまでに通常要する時間以上かかる場合があります。
引っ越し予定ですが、裁定請求書に記載する現住所はどうすれば良いですか？	原則として、書類ご提出時の現住所をご記入ください。お支払い日までに「一時金裁定通知」を郵送いたしますので、引っ越しをされた場合は速やかに郵便局へ転居届をご提出いただき、新住所に郵便物が転送されるようにお手続きください。
裁定請求書の「事業所名」は、会社名を書けば良いですか？	はぐくみ企業年金の実施事業所（お勤め先）として登録されている名称をご記入ください。一般的には法人名（会社名）ですが、事業所（お勤め先）によっては「法人名+施設名」だったり、法人名が付かず単に施設名である場合があります。詳しくはお勤め先のはぐくみ企業年金担当者にお尋ねください。